

# Web口座特約

(2022年8月22日現在)



## 1. 特約の適用範囲

「Web 口座」は、個人のお客さま専用のお届け印不要、通帳を発行しない普通預金口座をいい、この特約は、web 口座を利用するにあたり、適用される事項を定めます。この特約は、「普通預金規定」の一部を構成するとともに、同規定と一体として取り扱われるものとします。

## 2. キャッシュカードの発行

- (1) Web 口座は、キャッシュカードの発行を必須とします。
- (2) キャッシュカードは本人カードのみの発行とし、代理人カードの発行は行いません。

## 3. マイネットバンキングへの登録

Web 口座は、<きらやか>マイネットバンキング(以下「マイネットバンキング」という)の利用口座への登録を必須とします。

## 4. お取引明細の取扱い

- (1) お取引明細は、マイネットバンキングにてお客様自身が照会することとし、定期的なお取引明細は発行しません。
- (2) お客さまが入出金取引明細表を必要とされる場合は、都度、当行にお申し出ください。なお、取引明細発行にあたっては、当行が定める手数料が必要となります。

## 5. 預金の預け入れ、払戻、解約等

- (1) Web 口座への預入れ、払戻しは、ATM またはマイネットバンキングでお客さま自身が行うこととします。
- (2) Web 口座を解約するときは、窓口にてキャッシュカードおよびご本人を確認できる当行所定の書類を提出ください。
- (3) 窓口における取引は、原則、ATM 障害が発生し、お取扱いできない場合に限りです。
- (4) 前項の場合において、窓口にて普通預金の入出金をするときは、当行所定の普通預金入金伝票もしくは普通預金払戻請求書に記名し、この預金口座のキャッシュカード、預金者本人を確認できる顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)を提出してください。
- (5) 郵送により送付したキャッシュカード等が当行に返送された場合等には、お客さまに通知することなく、預金取引を停止することができるものとします。

## 6. 取引の制限等

この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場合には、当行は、入金、振込(振込金の受入れを含む)、払戻し等の本特約にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。ただし、取引が制限された場合であっても、預金者の説明等によりマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を解除するものとします。

## 7. 通帳不発行

Web 口座から有通帳口座への切替は出来ません。有通帳でのお取引をご希望される場合は、当行所定の手続きにより、普通預金口座開設を行ってください。

## 8. 印鑑票の提出

お届印が必要な取引を行う場合は、当行所定の手続きにより印鑑票の提出が必要となります。

## 9. 規定の準用

- (1) 本特約に特段の定めがない場合は、普通預金規定、キャッシュカード規定、きらやかマイネットバンキング規定を準用するものとします。
- (2) 本特約と普通預金規定の内容が両立しない場合は、本特約が優先的に適用されるものとします。

## 10. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化、その他の相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前1項の変更は、あらかじめ周知した規定の変更の効力発生日から適用されるものとします。

以 上